

# 熊本県公報

第 1 1 3 0 3 号  
平成 17 年 8 月 24 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課) 1
- "……………( " ) 2
- "……………( " ) 2
- "……………( " ) 2
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 3
- "……………( " ) 3
- "……………( " ) 3
- 道路の供用開始……………( " ) 4
- 液化石油ガス認定販売事業者の認定取消し……………(防災消防課) 4
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 4
- 定数漁業の許可及び起業認可申請期間の公示……………(漁政課) 5
- 生活保護法の規定による介護機関の指定……………(生活保護・援護課) 5
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………( " ) 5
- 自走式堆肥攪拌機の一般競争入札の実施……………(管理調達課) 6
- 三次元レーザー加工機の一般競争入札の実施……………( " ) 6
- 菊池広域連合の処理する事務及び規約の変更……………(市町村総室) 7
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 7

### 公 告

- 定数変更認可……………(農村計画課) 7
- "……………( " ) 7
- 開発行為工事完了公告……………(建築課) 7
- 一定の複数建築物に対する制限の特例に関する認定の公告……………( " ) 8
- 建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく公告……………(監理課) 8
- 団体営土地改良事業の適否決定……………(農村計画課) 8
- "……………( " ) 8
- 開発行為工事完了公告……………(建築課) 9
- 土地改良区役員の住所変更……………(農村計画課) 9
- 自走式堆肥攪拌機の一般競争入札の実施……………(管理調達課) 9
- 県営土地改良事業の工事完了……………(農村計画課) 12
- 三次元レーザー加工機の一般競争入札の実施……………(管理調達課) 12

### 登 載 依 頼

- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 14
- 熊本県男女共同参画審議会の開催……………(熊本県男女共同参画審議会) 15
- 第 123 回熊本県都市計画審議会の開催……………(熊本県都市計画審議会事務局) 16
- 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 4 条第 1 項第 4 号に規定する日及び地域と定める規則の一部を改正する規則……………(公安委員会) 16
- 熊本県私立学校審議会の開催……………(熊本県私立学校審議会) 16
- 平成 17 年度熊本県林業労働安全衛生推進会議……………(熊本県林業労働安全衛生推進会議) 17
- 熊本県警察情報管理システム用端末及び関連機器等の借入れに係る一般競争入札の実施……………(熊本県警察本部情報管理課) 17
- 熊本県教育庁の組織及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………(教育政策課) 19
- 教育用コンピュータ等の借入れに係る落札者決定……………( " ) 20
- 熊本県立大学改革推進委員会会議の開催……………(熊本県立大学改革推進委員会) 20

## 告 示

### 熊本県告示第 1005 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成17年8月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字中字東仁田ノ木 2248 の1、2249、2250 の1、2251、大字矢津田字東米ノ山 1722、1723、1724 の2 から 1724 の5 まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**熊本県告示第1006号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年8月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松字妙見 4245、字蛇羅口 4246
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**熊本県告示第1007号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年8月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字一関字上牧 2380
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**熊本県告示第1008号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年8月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字二ノ峯 2416
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1009 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 8 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	龍ヶ岳 御所浦線	天草郡御所浦町字瀬戸目 2901 番 10 地先から 同町字大岩 3100 番 1 地先まで	前	5.1 ～ 10.5	939.4	地域連携 推進
			後	10.4 ～ 45.4		

2 区域変更する期日 平成 17 年 8 月 24 日

**熊本県告示第 1010 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 8 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	小天下 硯川線	熊本市河内町大多尾本村 2134 番 2 地先から 同市河内町大多尾宮の上 1976 番 3 地先まで	前	3.9 ～ 6.3	66.5	仮設道 置
			後	3.9 ～ 6.3		
				4.3 ～ 8.7	49.4	

2 区域変更する期日 平成 17 年 8 月 24 日

**熊本県告示第 1011 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 8 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等